

# 平成 2 1 年度予算編成等への 政策評価の活用状況

1. 予算編成関係	1
2. 税制改正関係	3
3. 関税改正関係	6
4. 財政投融资編成関係	8

# 平成 21 年度予算編成における政策評価の活用状況

「行政機関が行う政策の評価に関する法律」において、行政機関は、政策効果を把握し、必要性、効率性又は有効性等の観点から、自ら評価するとともに、評価結果を政策に適切に反映するほか、予算の作成等に当たり適切な活用を図るように努めなければならないとされている。政策評価結果の主な活用状況は以下のとおりである。

**環境省** 政策名：地球温暖化対策の推進 （単位：百万円）

予算科目		20年度当初予算額	21年度政府案
一般会計	(項)地球温暖化対策推進費 (事項)地球温暖化対策の推進に必要な経費	2,625	3,509
エネルギー対策 特別会計	(項)エネルギー需給構造高度化対策費 (事項)温暖化対策に必要な経費	40,072	41,819

注)上記予算の他、一般会計(項)環境研究総合推進費(事項)環境研究総合推進に必要な経費及び(項)石油石炭税財源エネルギー需給構造高度化対策費エネルギー対策特別会計へ繰入(事項)石油石炭税財源のエネルギー需給構造高度化対策に係るエネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定へ繰入れに必要な経費も本政策に該当する。

**【政策の概要及び要求・要望に当たって明示された目標等】**

京都議定書における2008年(平成20年)から2012年(平成24年)の温室効果ガス排出量6%削減約束を確実に達成する。

- 達成しようとする目標
  - ・温室効果ガスの総排出量(H20～24年度の平均 11億8,600万ト)
  - ・温室効果ガスの吸収量(H20～24年度の平均 4,767万ト)
  - ・クレジット購入量(H18～24年度の累積量約 1億ト) 等
- 目標を達成するための手段
  - 国内における温室効果ガスの排出抑制、森林吸収源による温室効果ガス吸収量の確保、京都議定書で定められた排出量クレジットの購入
- 目標の達成度合いを測定する方法
  - 上記指標の目標値が達成されているかを測定

## 【政策評価の活用状況】

平成19年(2007年)の我が国の温室効果ガス排出量は、基準年比で8.7%増(速報値)となり、京都議定書目標達成のためには今後1990年の排出量の▲9.3%もの削減を実施する必要がある。このうち、業務部門の排出量は1990年以降4割以上排出量が増加しており、京都議定書目標達成計画によれば、2012年に向けて▲10%程度削減する必要がある。また、全ての国内対策に最大限努力してもなお目標達成に不足すると見込まれる差分(▲1.6%、5年間で約1億トンのCO<sub>2</sub>に相当)は、我が国政府が京都議定書で定められた排出量クレジットを購入して補完しなければならない。

環境省は評価結果も踏まえ、業務部門では、排出削減効果の高い施設・装置を導入する事業などの促進を図ることとした。また、排出量クレジットの購入についても、開発途上国における排出量削減投資プロジェクトの成果として生み出された排出権であるCDM(クリーン開発メカニズム)の案件が減る中で、案件発掘により注力することとし、それらを踏まえて要求した。

財務省としては、業務部門の上記の事業については、業務重複排除の観点から補助対象を公的部門に絞ることとした。排出量クレジット購入については、政府間の相対取引などで我が国の顔が見える、CDMと比べコストが安い、等の利点を有する東欧等経済移行国保有の排出量クレジットであるGIS(グリーン投資スキーム)を直接買うこととした。

(注)3月18日にはウクライナからGIS3000万トンの購入契約締結。

## 平成21年度税制改正における政策評価の活用

- 税制改正を行うに当たっては、租税特別措置等について、要望時において各府省庁に対し、各府省庁が行った政策評価の結果を記載した要望書の提出を求め、税制改正案の立案に向けた各府省庁等との議論の材料としている。

また、各府省庁からのヒアリング等においても、必要に応じ、参考となる資料の提出を求め、議論の材料としている。

- 平成21年度税制改正においては、こうした議論を通じて、現下の経済・財政状況等を踏まえ、安心して活力ある経済社会の実現に資する観点から、各税目にわたり所要の措置を講じたところであり、例えば、中小企業の事業承継を円滑化するため、非上場株式等に係る相続税及び贈与税の納税猶予制度の創設などを行ったところである。

(参考)

租税特別措置については、その項目数の増減のみに着目して評価を行うべきものではないが、平成21年度税制改正においては、租税特別措置法の規定による特例措置のうち、7項目を廃止し、15項目を創設することとした。

# 非上場株式等に係る相続税の納税猶予制度

「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」(20年10月1日施行)  
に基づく経済産業大臣の関与

10ヶ月間

5年間

経産大臣の確認

事業承継の計画的な取組み

相続開始

経産大臣の  
認定

- ・会社、後継者に関する要件の判定

申告期限

事業の継続

- ・代表者であること
- ・株式の保有継続
- ・雇用の8割維持等

申告、担保提供

要件を満たさなくなった場合

後継者の相続税額のうち議決権株式等(相続後で発行済議決権株式等の2/3に達するまでの)の80%  
に対応する相続税の納税を猶予

猶予税額が免除される「死亡」以外の場合

- 会社の倒産
- 後継者への贈与
- 同族関係者以外の者に株式等を全部譲渡した場合(譲渡対価等を上回る税額を免除)

後継者の死亡等

株式の保有継続等

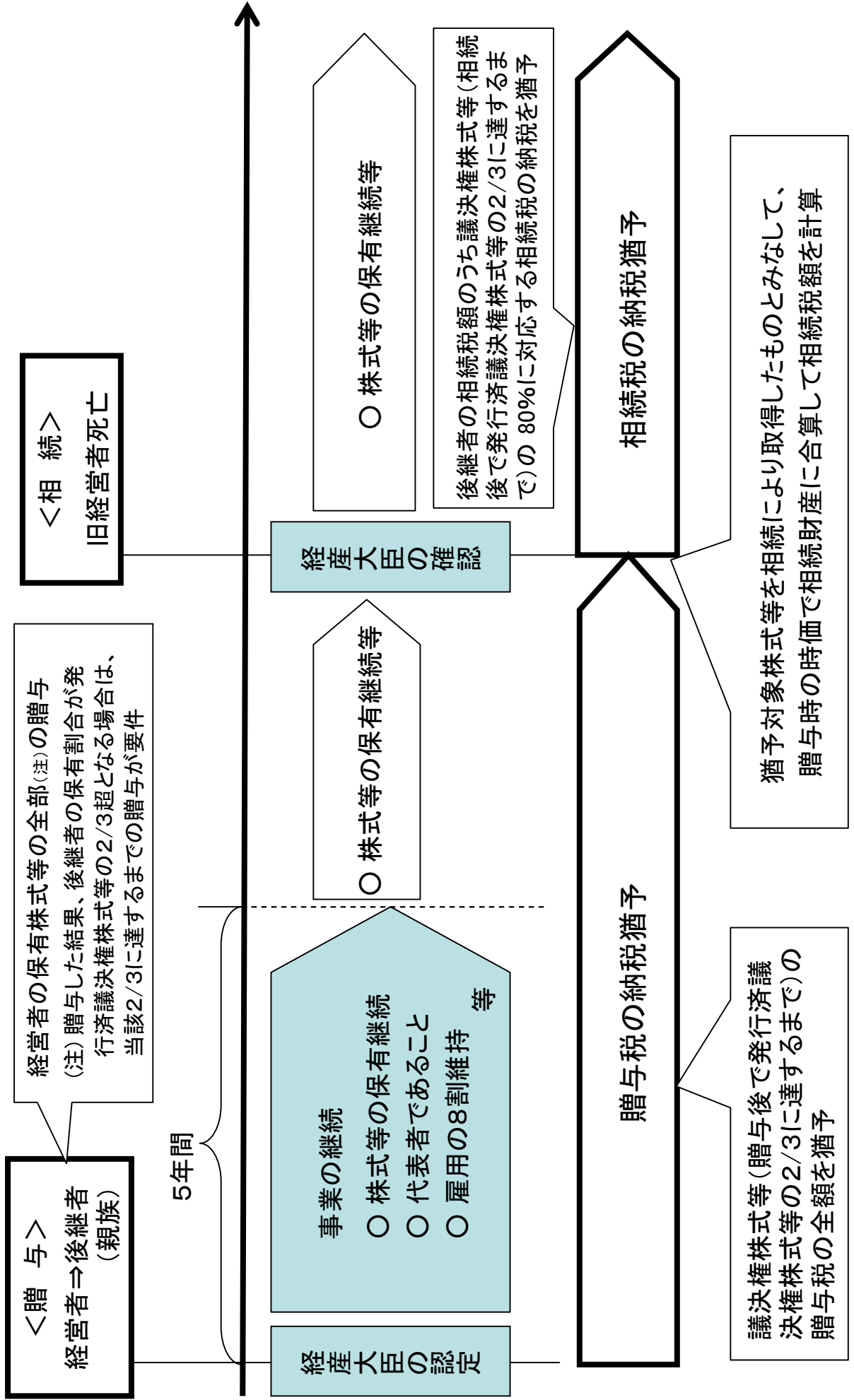
株式等を譲渡等した場合

猶予税額  
の  
免除

譲渡等した部分に対応する猶予税額を納付

全額納付

# 非上場株式等に係る贈与税の納税猶予制度



# 平成 21 年度関税改正における政策評価の活用について

## 政策評価の活用

○ 関税率の設定・関税制度の見直しにあたっては、政策評価制度の趣旨を踏まえ、関係省庁から提出される関税改正要望において個々の措置に関する政策目標・効果等の検討結果の記載を求め、それを精査することにより関税改正作業を行っている。

一 関税改正要望にあたっては、従来から、各府省に対し政策目的、施策の必要性、要望の措置の適正性、効果等について記載した改正要望書の提出を求めている。

具体的な記載項目は以下のとおり。

《新規施策》 ・ 改正措置要望の目的、必要性、適正性、効果  
・ 改正措置要望の対象となる産業の現況、関税以外の施策 等

《既存措置の延長》 ・ 当該措置の効果  
・ 延長の必要性、今後の延長可能性 等

一 関税改正の審査にあたっては、関税改正要望書の記載内容について、当該措置が客観的に見て真に必要なものか、当該措置の効果がどの程度見込めるものか、といった観点から精査しつつ、ヒアリングにおいても追加資料の提出及び説明を求めている。

## 具体的な事例

○ 関税改正要望書の概要：絹紡糸・絹紡紬糸の関税無税化 [経済産業省]

### ① 目的

・ 平成 15 年に絹紡糸製造業者が完全撤退して以降、生産設備は国内に存在せず、再開の予定もないため、国内産業保護の必要性がない状況となっており、国産絹製品の多種多様な素材調達とコスト面での国際競争力を確保するため、関税率を無税とする関税改正を要望するものである。

〔 絹紡糸・絹紡紬糸は、生糸を製造する際の副産物として生じる短い繊維（絹紡糸：20cm 以下、絹紡紬糸 5 cm 以下）を原料として紡績した糸。 〕

## ② 施策の必要性

- ・ 絹紡糸・絹紡紬糸については、その調達をすべて海外に依存しており、その輸入は関税無税である特惠対象国からの実績がほぼ全量を占めている。しかしながら、非特惠対象国からの輸入については暫定税率（7.3%）が適用されていることから、国内絹製品製造業者にとってコスト増の要因となっており、関税率の見直しが必要である。
- ・ 絹製品の原料系にかかる関税率について、絹糸は平成8年度から基本税率が無税とされており、生糸についても平成20年度の関税割当制度への移行及び調整金制度の廃止により、関税割当の枠内は関税その他課徴金の負担なく輸入可能となっている。その結果、絹紡糸及び絹紡紬糸のみが無税輸入で調達できない品目となっており、絹製品全体の関税率の整合性をとる観点から、暫定税率を廃止し、基本税率を無税とすることが必要である。

## ③ 要望の措置の適正性

- ・ 国内絹製品製造業者への政策的支援については、国内での製品の展示会や販路拡大に向けた助成金制度などがあるが、更なる産業振興のために多種多様な素材調達とコスト面での国際競争力の確保が必要である。国内産業保護の必要性が認められない本品目の関税を基本無税化することによって、低く抑えた調達コストで付加価値の高い原材料を多方面から調達することが可能となるため、最も適正な措置であると考えられる。

## ④ 改正による効果

- ・ 国内絹製品製造業者にとっては、特惠対象国以外からの輸入についても関税無税となるため、多種多様な素材調達が可能となる。
- ・ 特惠原産地証明書の発給などの手続きコストや特惠対象国以外からの輸入による原料調達コストの軽減を通じ、地方中小企業が多くを占める絹製品製造業者の負担を軽減することが可能となる。

- 上記の要望書の精査及びその後のヒアリングを通じた検討の結果、①絹紡糸・絹紡紬糸の輸入実績は安定しており堅調な需要の存在が推定されること、②特惠輸入が必要なくなるために原産地証明書発給に係る手続きやコスト（中国においては1枚約2,000円の手数料）が軽減され、また、約0.2億円の減税効果（試算）があり、それらが一定程度消費者へ還元されること、③国内の絹紡糸製造業者が海外に生産拠点を移転し産業保護の必要性がないこと等を確認した。

以上のように、当該施策を実施するにあたり政策評価を活用し、関税（現行税率（暫定税率）7.3%）について基本税率を無税とする改正を行うこととしたものである。

## 今後の課題

- 各省庁から提出される関税改正要望書については、施策の目的・必要性等項目及びその記述は政策評価の活用に資する観点で充実したものとなってきている。
- 今後とも、施策の効果を客観的基準に基づいて検証するための指標等の提示を求めつつ、その積極的な活用を進め、毎年度の関税改正作業においてより多角的な検討をしていくこととしたい。



# 平成 21 年度財政投融资計画編成 における政策評価の活用

## 1. 要求官庁・機関の政策評価の実施状況

財投計画編成に当たっては、要求時に、各省庁に対して各財投機関が実施する施策の意図・目的及び施策の公益性・民業補完性等について政策評価を行うよう求めているほか、事業規模や制度改正等要求事項についても民業補完性・有効性・財務の健全性等の観点から政策評価を実施するよう求め、これらの内容を記載した資料の提出がなされているところである。

## 2. 政策評価の活用状況

21 年度財投計画においては、現下の経済金融情勢を踏まえ、企業の資金繰り対策等必要な資金需要に的確に対応するため、前年度当初計画と比べ、10 年ぶりの増加となる 14.4%増の 15.9 兆円としたところである。

21 年度財投計画の編成過程における政策評価の活用について、主な例は以下のとおり。

### (1) (株) 日本政策金融公庫 (国民一般向け業務、中小企業者向け業務)

	<p><b>【セーフティネット貸付】</b>  <b>(経営環境変化対応資金・金融環境変化対応資金) (拡充)</b></p> <p>社会的、経済的環境の変化等外的要因により一時的に売上の減少等業況悪化を来している中小企業者や、金融機関との取引状況の変化により資金繰りに困難を来している中小企業者の経営の安定を図るために必要とする資金の貸付け</p>
<p>(各省庁・機関 の政策評価)</p>	<p>① 民業補完性等  社会的、経済的環境の変化や取引金融機関との取引状況の変化により、一時的に資金繰りに困難をきたしているものを貸付対象としている制度であり、民間金融機関では対応が困難。</p> <p>② 有効性  昭和 61 年度 (金融環境変化対応資金は平成 9 年度) の制度創設以来、相応の実績を上げ、セーフティネット機能を果たしてきているが、今後も社会的、経済的環境の変化等外的要因により資金繰りに困難をきたしている中小企業者を支援する必要がある。また、地域格差や企業間格差が拡大する中で、金融機関との取引状況の変化を理由に必要な資金が行き渡らな</p>

	<p>ければ、本来生き残れる中小企業者をも切り捨てることになる可能性があるため、今後も金融機関との取引状況の変化により資金繰りに困難をきたしている中小企業者を支援する必要がある。</p> <p>③ その他（財務の健全性への影響等）</p> <p>各機関においては、「特別貸付制度要綱」に従って貸付を行っており、適切な貸付が行われているかどうか報告を受けるとともに、必要に応じ指導・監督を行っている。</p>
（政策評価を活用した21年度財投計画編成）	<p>現下の厳しい経済金融情勢を踏まえ、中小企業について十分な資金繰り対策を実施するため、民業補完性や有効性等も勘案し、セーフティネット貸付について金利引下げや貸付条件の見直しを含めた拡充を行うこととした。</p> <p>これにより、セーフティネット貸付を含め、国民一般向け業務全体で、5兆5,033億円の貸付規模及び2兆7,324億円の財政投融資を、中小企業者向け業務（融資事業）全体で、2兆4,400億円の貸付規模及び1兆5,283億円の財政投融資を確保した。</p>

（2）（独）日本学生支援機構

	<p><b>【第二種奨学金貸与事業】（拡充）</b></p> <p>〔 入学時増額貸与奨学金の貸与額の創設 （現行30万円のみ→10、20、40、50万円を新設） 〕</p>
（各省庁・機関の政策評価）	<p>① 民業補完性</p> <p>民間金融機関が実施している教育ローンは、貸付対象者が保護者であるなど、民間金融機関の収益性が優先されることから、経済的理由により修学に困難がある学生等に対する教育の機会均等の確保や教育の質の保証等の観点から十分な制度になっていない。</p> <p>なお、本機構は、国の施策としての奨学金事業の目的に基づき、貸与期間中における奨学生に対する補導、返還時における返済期限猶予や死亡・心身障害時における返還免除といった教育的配慮に基づく制度を設けている。</p> <p>② 有効性</p> <p>入学時増額貸与奨学金の貸与額の創設を行うことにより、入学時における一時的な出費の増大に対応するとともに、学生等のニーズに適した貸与額の選択が可能になる。</p> <p>③ その他（財務の健全性への影響等）</p> <p>返還誓約書の提出時期の早期化、個人信用情報機関の活用、法的措置の早期化などを実施することにより、回収強化に努めているところである。</p>

<p>(政策評価を活用した21年度財投計画編成)</p>	<p>本要求については、文部科学省が主張する有効性等に加え、従来より低額な貸与額（10万円及び20万円）の新設により、過大な借入れを抑制する効果も認められることから、文部科学省及び日本学生支援機構に対して、</p> <p>① 卒業時点の借入総額及び卒業後の返済負担に対する学生等の自覚を促すため、毎年の適格認定において奨学生の収入と支出の状況を確認し、必要に応じて必要最小限の貸与月額を選択するよう指導を行う制度を導入すること、及び</p> <p>② 行政減量・効率化有識者会議等における指摘を十分に踏まえた見直しを行い、22年度要求に反映すること</p> <p>を確認した上で、要求を認めることとした。</p>
------------------------------	--

### 3. 今後の課題

今後とも、財政投融資計画要求に際し、財政投融資事業に係る政策評価に加え、個別制度要求毎に、民業補完性、有効性、財務の健全性への影響等の観点から検討した政策評価の提出を求め、これを審査において積極的に活用してまいりたい。